

小学校給食の運営について

1. 学校給食の目的

学校給食は、児童及び生徒の心身の発達や食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるため、学校給食法に基づき実施しています。

2. 伊勢市の小学校給食の概要

	小学校
学校数	22校
調理方式	単独自校調理方式
運営方法	直営
給食施設の 状況	ドライ施設 5校 ウエット施設 17校(ドライ運用)
調理食数	約6,300食

3. 小学校給食運営における課題

(1) 調理士の人材確保

小学校給食では、各校の食数規模に応じた調理士(市職員)を配置していますが、近年、人材の確保が困難な状況が続いています。

(2) 小学校給食室の老朽化及び給食室調理能力への対応

一部の新改築した学校を除き、給食室の老朽化が課題となっています。ドライ施設の5校を除いた17校では、ウエット施設をドライ運用(床に水を落とさない)し給食調理を行っており、学校給食衛生管理基準に基づいたドライ施設への改修が望まれます。

また、市全体の児童生徒数は減少傾向ですが、一部の地域では増加が見込まれ、今後、既存施設による給食の提供が困難となることが予測されます。

伊勢市いじめ防止基本方針の改訂について

1 「伊勢市いじめ防止基本方針」改訂の趣旨

伊勢市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために「伊勢市いじめ防止基本方針」を平成27年10月に策定しました。その後「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）の策定が行われ、三重県では「三重県いじめ防止条例」の施行、「三重県いじめ防止基本方針」の改訂が行われました。このことを受けて、市の基本方針についても県の基本方針を反映した内容に改訂することとしました。

2 改訂内容

改訂後	改訂前
<p>はじめに <u>（平成27年10月 策定の趣旨）</u></p> <p><u>改訂について（令和6年3月 改訂の趣旨）</u> <u>伊勢市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために「伊勢市いじめ防止基本方針」を平成27年10月に策定しました。その後「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）の策定が行われ、三重県では「三重県いじめ防止条例」の施行、「三重県いじめ防止基本方針」の改訂が行われました。このことを受けて、市の基本方針についても県の基本方針を反映した内容に改訂することとしました。</u></p> <p>1 いじめの防止等のための基本的な考え方 （3）いじめの定義 なお、上記のいじめには、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、<u>児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める</u>ことが必要です。</p>	<p>1 ページ 2 行目 はじめに▲</p> <p>2 ページの冒頭に追加</p> <p>1 いじめの防止等のための基本的な考え方 （3）いじめの定義 3 ページ 10 行目 なお、上記のいじめには、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、<u>被害者の意向を尊重し、教育的な配慮を行ったうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。</u></p>

(4) 伊勢市におけるいじめの防止等の基本的な考え方

②いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、学校は学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知等に加え、学習用端末等を活用し、児童生徒がいつでもいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る必要があります。

2伊勢市のいじめの防止等の取組

(2) 伊勢市におけるいじめの防止等のための措置

①教育委員会による学校支援

イ いじめの問題に対する教職員の対応力の向上を図るとともに、学校の組織的な生徒指導の推進や、児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりする学習を促進するため、いじめ問題に関する教職員対象の研修講座を企画します。

エ 児童生徒間のインターネット上のトラブルの未然防止、早期発見を図るとともに、学校における児童生徒のネットリテラシーや情報モラル教育を推進します。

③保護者や地域等の役割・連携

また、市長部局におけるいじめ解消・被害者支援の仕組みづくりや市長・教育部局が密に連携する体制を構築し、いじめの重大化および将来的な福祉課題の発生を防止し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備します。

○ いじめ相談窓口の設置

○ いじめ報告相談アプリケーションの導入

○ いじめ解消に向けた被害者に寄り添った支援の構築

○ 支援関係機関等に対する研修の実施

(4) 伊勢市におけるいじめの防止等の基本的な考え方

②いじめの早期発見 4ページ6行目

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒が[▲]いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る必要があります。

2伊勢市のいじめの防止等の取組

(2) 伊勢市におけるいじめの防止等のための措置

①教育委員会による学校支援 5ページ33行目

イ いじめの問題に対する教職員の対応力の向上を図るとともに、学校の組織的な生徒指導を推進するため、いじめ問題に関する教職員対象の研修講座を企画します。

6ページ3行目

エ 児童生徒間のインターネット上のトラブルの未然防止、早期発見を図るとともに、学校における児童生徒の[▲]情報モラル教育を推進します。

③保護者や地域等の役割・連携

7ページ13行目に追加

<p>3 学校のいじめの防止等の取組</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>各学校は、<u>国および県の基本方針</u>、伊勢市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）として定めます。</p> <p>○<u>当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い</u>、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>○取組を円滑に進めていくため、<u>保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た</u>学校基本方針となるように努めます。</p> <p>○学校基本方針については、<u>学校のホームページへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。</u></p> <p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置</p> <p>①想定される具体的な役割</p> <p><u>【未然防止】</u></p> <p>ア <u>いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。</u></p> <p><u>【早期発見・事案対処】</u></p> <p>エ <u>いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。</u></p>	<p>3 学校のいじめの防止等の取組</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>7 ページ 16 行目</p> <p>各学校は、<u>伊勢市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）として定めます。</u></p> <p>7 ページ 20 行目</p> <p>○<u>より実効性の高い取組を実施するため、適宜その内容を点検し、必要に応じて見直しを行います。</u></p> <p>7 ページ 23 行目</p> <p>○取組を円滑に進めていくため、<u>保護者等地域の方に参画を求め、地域を巻き込んだ学校基本方針となるように努めます。</u></p> <p>7 ページ 26 行目</p> <p>○学校基本方針については、<u>学校のホームページなどで地域に公開します。</u></p> <p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置</p> <p>①想定される具体的な役割</p> <p>7 ページ 32 行目に追加</p> <p>ア <u>学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となります。</u></p> <p>8 ページ 3 行目に追加</p> <p>エ <u>いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核的役割を果たします。</u></p>
--	--

<p><u>【学校基本方針に基づく各種取組】</u></p> <p><u>オ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。</u></p> <p><u>カ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施します。</u></p> <p><u>キ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直しを行います。</u></p> <p>③組織の運営</p> <p>ア <u>事実関係の把握</u>、いじめであるか<u>否か</u>の判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は些細な兆候や懸念、<u>児童生徒からの訴えは直ちに</u>すべて報告・相談し、迅速に共有を図ります。</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>①いじめの未然防止</p> <p>児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、<u>携帯電話や</u>インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、<u>ネットリテラシーや</u>情報モラル教育を推進します。</p> <p>③いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、<u>原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、直ちに</u>組織的に対応すると同時に、速やかに教育委員会に報告するものとします。</p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 重大事態とは</p> <p>ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、<u>欠席日数が30日に満たなくとも</u>迅速に調査に着手することが必要です。</p> <p><u>○児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が</u></p>	<p>8 ページ 7 行目に追加</p> <p>③組織の運営 8 ページ 16 行目</p> <p>ア <u>いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は些細な兆候や懸念であっても、児童生徒からの訴えは</u> すべて報告・相談し、迅速に共有を図ります。</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>①いじめの未然防止 8 ページ 26 行目</p> <p>児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、<u>携帯電話や</u>インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、<u>情報モラル教育を推進</u> します。</p> <p>③いじめに対する措置 9 ページ 2 行目</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、<u>特定の教職員で抱え込まず、直ちに組織的に対応すると同時に、速やかに教育委員会に報告するものとします。</u></p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 重大事態とは 9 ページ 27 行目</p> <p>ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、<u>上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。</u></p> <p>9 ページ 30 行目に追加</p>
--	---

生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したも
のとして調査や報告等にあたる必要があります。児童生徒が転校を申し出た場合には、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、学校は直ちに教育委員会に報告します。

(3) 重大事態の調査

②調査を行う組織 10 ページ9 行目

イ 学校が調査の主体となる場合は、学校に設置したいじめの防止等の対策の組織に第三者を加えた組織を母体とする場合と、第三者委員会を立ち上げる場合とが考えられ、教育委員会と協働しながら、適切な専門家を加えるなどの対応を行います。

(3) 重大事態の調査

②調査を行う組織 10 ページ9 行目

イ 学校が調査主体となる場合は、学校に設置したいじめの防止等の対策の組織を母体としつつ、教育委員会と協働しながら、適切な専門家を加えるなどの対応を行います。

3 今後の流れ

- ・承認後、小中学校に周知するとともに、各校において「学校いじめ防止基本方針」に反映させます。
- ・伊勢市のホームページに掲載します。